

一般廃棄物処理業許可証

~~浄化槽清掃業許可証~~

磯 美 第 16 号

令和 8 年 7 月 17 日

大磯町長 池 田 東一郎



名 称	有限会社 青木商店
所 在 地	神奈川県平塚市中堂15番12号
代表者名	代表取締役 青木 幸男
営業所の所在地及び名称	神奈川県平塚市中堂15番12号 有限会社 青木商店
営業許可区域	大磯町内全域
許可業種	一般廃棄物（処理困難物）の収集運搬
許可期間	令和 8 年 8 月 1 日から令和10年 7 月 31 日まで
許可条件	- 大磯町内から発生する家庭系一般廃棄物のうち、裏面に示す処理困難物の収集運搬に限る。 - 収集運搬した一般廃棄物は搬入先は、有限会社青木商店中堂工場（神奈川県平塚市中堂15番12号）で中間処理をするものとする。 - 有限会社青木商店中堂工場にて中間処理を行った残渣等の搬出先は、オリックス資源循環株式会社寄居工場（埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 313）、アライ・システム株式会社小田原工場（神奈川県小田原市浜町4-27-18）及び株式会社三島チップ（静岡県三島市塚原新田362番地の1）に限る。 - 収集運搬するに当たり、身分証を携帯し、廃棄物が飛散しないよう十分注意すること。 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、並びにその他関係法令、大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則に規定する事項を遵守すること。 （許可条件の続きは、裏面のとおり。）

(収集運搬業：有限会社青木商店)

許 可 条 件 (続き)

- 6 有限会社青木商店への搬入に使用する車両は、平塚市において一般廃一般廃棄物収集運搬業許可を受けた登録車両に限る。
- 7 申請内容に変更が生じる場合には、大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第16条の手続きをすること。
- 8 一般廃棄物の収集運搬について、前月分の事業実績報告書を毎月10日までに提出すること。
- 9 業務に関する伝票及び帳簿等は常に整備及び保存し、請求があった場合は速やかに提示できるようにしておくこと。
- 10 許可証及び身分証は、他人に譲渡又は貸与してはならない。
- 11 許可期間を経過した許可証及び身分証は、直ちに返却すること。

以上の許可条件を遵守しないときは、期間中であっても許可を取り消すことがある。

付 帯 条 件

※ 処理困難物は以下のものとする。

石・瀆物石、臼、瓦、金庫（大型）、グラスウール、車本体部品、建築廃材、コンクリートがら・ブロック、コンプレッサー、残土、石膏、石膏ボード、葬祭用品、耐火金庫、タイヤ（自動車・自転車・一輪車）、太陽光発電機、断熱材、バッテリー、発電機、ピアノ、プレハブ、風呂桶、自動車ホイール、ホイールキャップ、モーター、物干し台ブロック、浴槽、レンジ、電気温水器、タイル、食器洗浄機（ビルトイン型）、ガスコンロ（ビルトイン型）、IHコンロ（ビルトイン型）